

第1回 篠原中学校 学校運営協議会

式次第

授業参観

開催要件確認

1. 会長あいさつ
2. 校長あいさつ
3. 新規委員任命（校長）
4. 自己紹介
5. 浜松市学校運営協議会規則確認
6. 副会長の指名
7. 議長選出
8. 前回会議録確認
9. 熟議
 - (1) 令和8年度学校経営方針（校長）
 - (2) いじめ防止等のための基本的な方針について（一輝）
 - (3) 夢育やらまいか事業意見書（教頭）
 - (4) 学校協議会の自己目標の決定（会長）
 - (5) 学校運営協議会の今後の取り組みの重点（会長）
10. 連絡
 - ・ 次回開催日 11/9（月）

MEMO

日時：令和8年5月8日（金）

場所：篠原中学校 多目的室

令和8年度 篠原中学校運営協議会

委員

No.	氏 名	ふりがな	備 考
1	鈴木 幹夫	すずき みきお	保護司
2	太田 一夫	おおた かずお	R2 篠原地区自治会連合会会長
3	河合 洋子	かわい ようこ	学校支援コーディネーター R2 篠原中学校PTA会長
4	津田 順子	つだ じゅんこ	主任児童委員
5	鈴木 好治	すずき よしじ	R3・4 連合自治会長
6	鈴木 登志雄	すずき としお	R5 地区自治会長
7	横井 詠子	よこい えいこ	R6 篠原中学校PTA執行役員
8	大瀧 健太	おおたき けんた	篠原地区健全育成会会長
9	榊原 美和	さかきばら みわ	R7・8 篠原中学校PTA執行役員

学校

1	沖田 暁	おきた あきら	篠原中学校長
2	太田 陽三	おおた ようぞう	篠原中学校 教頭
3	鈴木 一輝	すずき かずき	CS担当教員
4	村松 佳寿子	むらまつ かずこ	CSディレクター

第1回 篠原中学校 学校運営協議会 協議グループ

グループ	氏 名	ふりがな	備 考
A	鈴木 幹夫	すずき みきお	保護司
	津田 順子	つだ じゅんこ	主任児童委員
	横井 瑛子	よこい えいこ	R6PTA役員

グループ	氏 名	ふりがな	備 考
B	太田 一夫	おおた かずお	R2篠原地区自治会連合会会長
	鈴木 登志雄	すずき としお	R5地区自治会長
	大瀧 健太	おおたき けんた	篠原地区健全育成会会長

グループ	氏 名	ふりがな	備 考
C	河合 洋子	かわい ようこ	学校支援コーディネーター
			R2篠原中学校PTA会長
	鈴木 好治	すずき よしじ	R3・4連合自治会長
	榊原 美和	さかきばら みわ	R7・8PTA役員

第1回 学校運営協議会 授業参観・熟議シート

視点 誰にとっても居心地の良い学校づくりをするために、
学校として、保護者として、地域としてできること

熟議1 令和8年度学校経営方針・いじめ防止等基本方針・夢育やらまいか事業について

熟議2 学校運営協議会の自己目標の決定と今後の方向性について



令和8年度 篠原中学校運営協議会 年間計画

		学校運営協議会 計画	主な学校行事
月	日		
5	8	第1回学校運営協議会	
	12~14		2年 野外活動
	28		校内体育大会
	29		校内体育大会 予備日
6	10		命の集い
	17		夏季大会壮行会
9	8~10		3年 修学旅行
10	23		怒濤祭1日目（中学校開催）
	26		怒濤祭2日目（アクト中ホール）
11	9	第2回学校運営協議会	
	12, 13		2年職場体験、1年防災体験
	30		Ceremony of MVG
1	22		3年生面接練習
	25	第3回学校運営協議会	
2	2、3		私立入試
	19		3年生面接練習
3	3、4		公立入試
	5		3年生を送る会 解団式
	18		卒業式

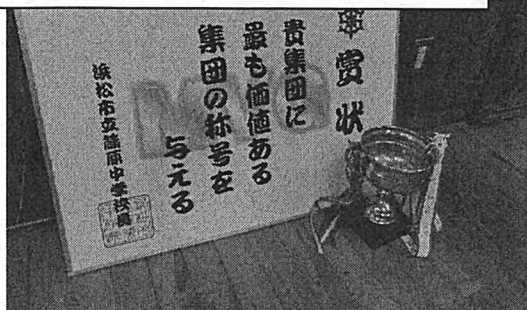
体育大会



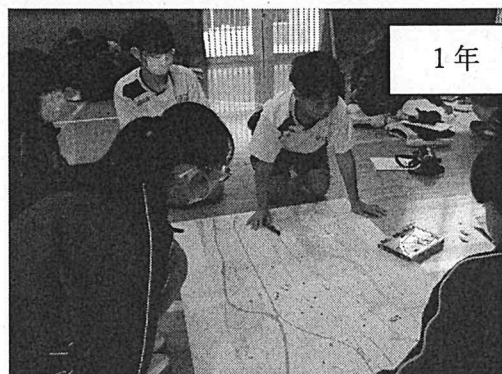
怒濤祭2日目（合唱コンクール）



Ceremony of MVG のトロフィー



1年 防災学習



○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年8月31日浜松市教委規則第10号

改正 令和7年3月26日浜松市教委規則第6号

改正 令和8年3月23日浜松市教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(令7教委規則6・一部改正)

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民

等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
 - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
 - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(令8教委規則1・一部改正)

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年度 第3回 篠原中学校学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年1月26日(月) 13時30分から15時30分まで
- 2 開催場所 篠原中学校 多目的室
- 3 出席委員 鈴木 幹夫、太田 一夫、河合 洋子、鈴木 幸子、津田 順子、鈴木 好治、
鈴木 登志雄、鈴木 貴子、横井 詠子
- 4 欠席委員 なし
- 5 オブザーバー 小笠原 正幸（篠原協働センター長）
- 6 学 校 内山 安史（校長）、太田 陽三（教頭）、鈴木 一輝（CS担当教員）、
桔川 祐輝（生徒指導担当教員）、小嶋 慶（教務主任）
- 7 傍 聴 者 なし
- 8 会議録作成者 CS担当教員 鈴木 一輝

9 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、河合委員が、本日の議長を務める事を申し出、全員異議なくこれを承認した。

10 協議事項

(1) 学校関係者評価

- ・学校運営に関する評価
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく評価
- ・令和8年度学校運営基本方針の提案と検討

(2) 学校運営協議会自己評価と来年度の目標検討

11 会議記録

司会の鈴木一輝から、委員総数9人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価

議長の指示により、教務主任の小嶋から、資料に基づき学校評価アンケートの結果について説明があった。次に、生徒指導主事の桔川から学校いじめ防止基本方針について説明があった。最後に校長から令和8年度学校運営基本方針について説明があった。その後、3グループに分かれて協議。委員からは以下の発言があった。

【Aグループ：鈴木幹夫会長、鈴木好治委員、横井委員】

- ・「大体できている」という評価は、できていない実態を把握できているからこそその側面もある。今後でも取りこぼしのないように努めていけると良い。
- ・教員と保護者が子供のことを相談し合う中で、見えなかった部分の気付きを促せるような関係ができると良い。

【B グループ：鈴木登志雄委員、津田委員、河合委員】

- ・ 特別活動を通して多様な人との関わりをもつことができている。
- ・ 言葉遣いについての取組で、同じ言葉でも人によって受け取り方が違うことを授業で取り扱っているという説明があったが、中学生が多様な価値観を知るうえで大変有用である。絶対的に良くない言葉をあえて扱うことで、全校間で「良くない」という共通認識を図っても良いかもしれない。
- ・ 学校評価アンケートの保護者からの回答で、「わからない」というものがあったが、保護者を巻き込むような取組が増えると良い。

【C グループ：太田委員、鈴木幸子委員、鈴木貴子委員】

- ・ 未来への挑戦に繋がるような、子供たちの心を刺激する授業に今後も期待したい。
- ・ 地域間のつながりが昔と比べて希薄になっている。大人と子供はもちろん、大人同士の関係も同様である。地域が一体となれるような取組が実施できると良い。

(2) 学校運営協議会自己評価

議長の指示により、別紙の熟議チェックシートへの記入をし、その内容について3グループに分かれて協議。委員からは以下の発言があった。

【A グループ】

- ・ 学校、地域、家庭。それぞれの立場が三位一体になれるようなコーディネートをしたい。そのために、「こういう活動はどうか」と地域や学校、家庭に提案できるような熟議をしていきたい。

【B グループ】

- ・ 昨年度よりも認知度が上がったという報告があったが、体感としてはまだ低いように感じる。今後も認知度の向上を目指したい。

【C グループ】

- ・ 学校支援活動がさらに増やせると良い。学校運営協議会委員だけでなく地域人材を巻き込み、子供たちの将来や生き方に刺激を与えられるような取組を企画したい。

その他報告事項等

- ・ 教頭から、夢育やらまいか事業について、防災学習（1年生）と高校入試面接練習（3年生）に支出した旨の報告があった。面接練習は委員や地域の皆様のご協力のおかげで、緊張感のある実践的な練習を実施できたことについての報告とお礼の言葉があった。
- ・ 校長から、学校運営協議会が今年度4年目を迎えたお礼、教頭から退任される委員の紹介、退任される2名の委員の方々から挨拶があった。
- ・ 司会から、学校協議会委員研修会の案内があった。令和8年2月25日（水）14時00分から篠原中学校多目的室で開催する予定である旨の報告があった。

令和8年度 第1回 学校運営協議会



【結団式後 団長雄姿】



【リーダー・フォロワー研修】



【体育大会】



【手形アート制作】



【怒濤祭】



【セレモニー・オブ・MVG】



【玉ねぎ収穫】



【職場体験】



【CS・面接練習】



令和8年5月8日(金)
浜松市立篠原中学校



★校区の目指す子ども像★

自信と活力にあふれ、進んで学びを求めていく子ども
家庭や地域に愛着を持ち、かかわりを大切にできる子ども

☆学校教育目標☆

共に理想を追求し、自己実現をめざす生徒

本校のスローガン

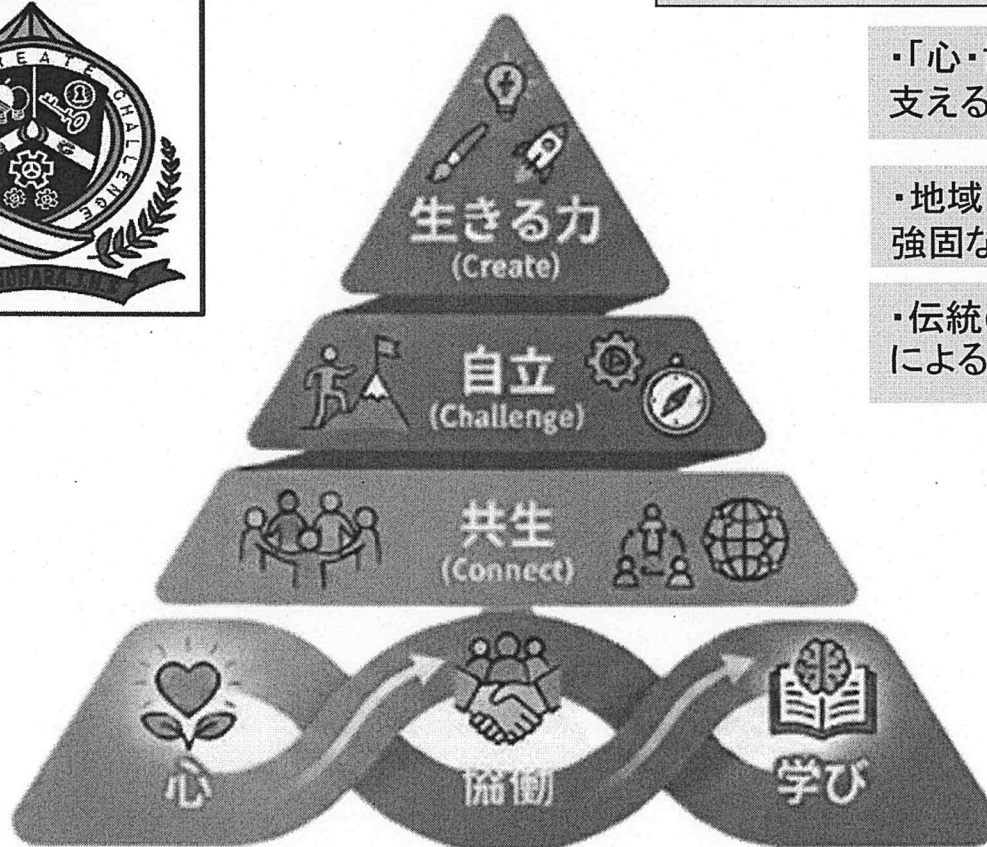


重点的な取組と学びの環境

・「心・協働学び」を支える教育活動

・地域・家庭との強固な連携(CS)

・伝統の「縦割り」による集団活動



キャリア教育
の4つの力

人を大切
にする力

自分を
大切にする
力

考える力

チャレン
ジする力

生徒に寄り添う生徒指導
発達支援教育の理念を根幹とした教育

学 校 経 営 方 針

1 第4次浜松市教育総合計画

<目指すこどもの姿>

- 自分らしさを大切にすること
- 他者と協調し、主体的に行動できること
- 自己調整しながら粘り強く取り組むこと

<キーワード>

- ①主体性 ②多様性・包摂（ほうせつ）性 ③信頼・協調

2 篠原中学校区の目指す子供像

「共生と自立」

- 自信と活力にあふれ、進んで学びを求めていく子供
- 家庭や地域に愛着をもち、かかわりを大切にできる子供

3 学校教育目標

「共に理想を追求し、自己実現をめざす生徒」

<達成のためのキーワード>

「共生」と「自立」

① 「共生」 できる生徒

- ・ 集団を客観的に見つめ、互いを受け入れ、互いの良さを認め合う
- ・ 他者と積極的にかかわり、支え合って活動する
- ・ 他者に貢献できる自分の良さや立ち位置を自覚する
- ・ 郷土を愛し、地域に貢献しようとする

② 「自立」 した生徒

- ・ 自己の生き方・在り方を考え、将来の見通しを立てる
- ・ 明確な目標をもち、その達成に向けて努力を継続する
- ・ 自分にとっての学習の意味を問い、意欲的に学習する
- ・ 自分の課題に自ら気づき、考え、追求して解決する
- ・ 自分の考えや学んだことを積極的に表現する

4 経営の方向性

(1) 篠原地区としての課題

篠原地区は一小学校・一中学校の校区であるため、小学校からの人間関係が固定化され、相互の性格等に対する認識も固定観念化している傾向にある。また、集団内での自他の性格等についても固定観念をもっている。そのため、自ら進んで新たな行動を起こすことや考えを表現することに、ためらいや苦手意識をもつ生徒も少なくない。

(2) これまでの取組

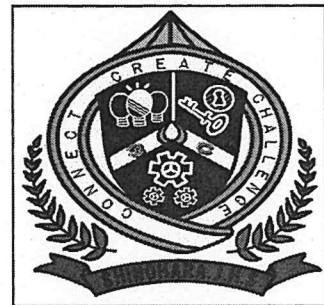
現在、本校の生徒は全体的に穏やかであり、集団の雰囲気大切に、まとまりのある望ましい行動をとることができる。これは、本校伝統の縦割活動を中心とした集団活動の積み重ねの成果であると考えられる。集団と個のかかわりを考え、リーダーとして活躍が期待できる生徒の考えと教職員側の願いを十分に練り合ってから活動に取り組むことを心掛けてきた。その結果、生徒一人一人の達成感を高め、「自ら育とうとする生徒」を「成長を願う教職員」が支えるという望ましい学校体制が確立されてきた。また、生徒と教師の心理的な距離感が近づいたことにより、正しい生徒指導観に基づく指導が目に見える成果として表れている。これにより、トラブル等の未然防止・早期解決が可能な雰囲気が醸成されている。

(3) 成果と課題

本校の教育課程には、学年や学校全体で取り組む集団活動を配置し、段階的に生徒に目標を与えることで教育活動を充実させる意図があり、一定の効果を発揮している。しかしながら、個々の生徒の表れからは課題も見られる。学校は集団活動を通して集団を鍛える場であるが、その本質は集団の中での『個の確立』にある。縦割り活動等集団で学んだことを個の成長に生かそうと考え、ここ数年、その年の重点をスローガンとして掲げ、取り組んできた。授業や学校行事、部活動等を通して生徒は確実に成長しているが、「キャリアプランニング能力」に関しては低い状態が続いており、本校の課題である。

5 スローガン 3C Connect・Challenge・Create

近年の校内アンケート調査や全国学力・学習状況調査の結果を分析すると、「自己理解・自己管理能力」の数値は高い傾向にある。しかし、「キャリアプランニング能力」が低い状態であることや「人間関係・社会形成能力」が低い生徒が増加傾向にあることが本校の課題である。



そこで、昨年度よりスローガンとして『3C Challenge・Connect・Create』を掲げ、学校教育目標の達成を目指す。これは、目標達成のためのキーワードである「共生(Connect)」、「自立(Challenge)」、「生きる力(Create)」の頭文字を取り『3C』とすることで生徒に課題意識をもたせ、成長を促すことをねらいとしている。

このスローガンのもと、教師はすべての教育活動を通して子供たち主体の活動を意図的に仕掛けていく。また、それぞれの活動自体が将来のための自分自身の財産となることを生徒各々に啓発していく。これらにより「キャリアプランニング能力」を向上させ、夢や希望をもち、自分らしさを大切にする子供の育成を目指す。

6 学校経営全体の基本方針

※教育課程全体でキャリア教育を核とした教育活動を展開する。

- ・人を大切にする力
- ・自分を大切にする力
- ・考える力
- ・チャレンジする力

【伝統の縦割り活動を中心とした学校づくり】

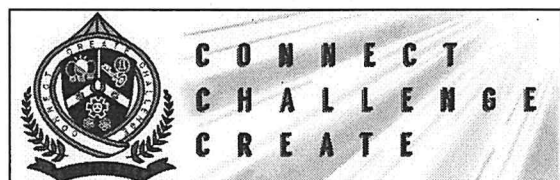
- ・MVG（最も価値のある集団）活動の推進
- ・縦割りを土台とした体育大会、怒濤祭
- ・学年経営の充実

【学び】

- ・基礎・基本の定着（生徒一人一人の興味関心や理解力等に「応じた分かる授業」の工夫）
- ・令和の日本型学校教育の実現（「主体的・対話的で深い学び」を実現するための「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体化）
- ・協働的な学びの活性化と個々の考えの可視化による自己表現の支援としてのICTの有効活用（ミライシード、Google Workspace等の活用）
- ・プログラミング的思考の育成
（目的と過程を明確にし、効率的に問題解決する思考の育成）
- ・キャリア教育の視点での授業改善（将来を見通した、学ぶ意義や役割の明確化）
- ・一人一人の可能性を引き出し伸ばす「個別最適な学び」の充実
（全校体制での校内まなびの教室等の充実）

【心】

- ・自他の命を大切にする教育（「道徳教育の充実」を図り、人権を尊重する教育を推進）
- ・「いのち」を大切にする教育の推進
- ・コミュニケーションの基本である「あいさつ」の意識向上
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめの未然防止に取組強化
（早期発見の組織的な認知および迅速な対応の徹底）
- ・安全、安心で落ち着いた美しい環境づくり
（美しい心は美しい環境から……教育環境の整備、保健教育の充実、安全安心な給食指導）
- ・情報モラル教育の充実



【協働】

- ・生徒会や縦割りを中心とした自治活動
- ・ボランティア活動、環境活動の積極的な推進による、公共心や奉仕の精神の育成
- ・生徒が互いに認め合い高め合い、存在感と充実感がもてる集団（学級・学年・学校）づくり、リーダー・フォロアー教育の充実
- ・不登校、いじめ問題解消に向けた組織全体での取組（SC や SSW 等の関係機関との連携）
- ・夢中になる部活動と、地域展開への架け橋づくり
- ・しのささ学習（総合的な学習の時間）の充実

7 目指す学校・教職員の姿

- ① 生徒にとって安心・安全で「明日も行くのが楽しみだ」と思える学校
 - ・生徒の思いや願いの重視
 - ・生徒に考えさせる指導の徹底（力に頼る生徒指導の根絶。不適切な言動や指導の有無に関する日常確認。）
 - ・「生徒が相談しやすい」好ましい人間関係の構築
 - ・いじめを絶対に許さない職員集団
- ② 保護者・地域に信頼され「学校と関わりたい」と思える学校
 - ・授業、学校行事等の「教育活動の積極的な公開」
 - ・CS（コミュニティスクール）を活用した「学びの支援や体験学習の推進、充実」
 - ・保護者・地域の方々の声に対する十分な聞き取りと誠意をもった丁寧な対応（所属、名前を名乗る等の丁寧な電話対応）
 - ・信用失墜行為、不祥事の根絶および発生させない環境づくり
- ③ 熱く、温かい教職員
 - ・生徒と向き合う時間の重視、個を大切にした集団づくり
 - ・生徒指導の組織的な冷静な対処
 - ・教師間の「報・連・相」の徹底と「3つのわ（和・話・輪）」の重視
 - ・学校に関わるどの職員に対しても思いやりをもつ
- ④ 令和の学校教育を意識した教員
 - ・ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」ができる授業実践
 - ・キャリア教育を意識した授業実践
 - ・生徒の自治的な活動を中心においた教育計画
 - ・『教職員 SNS ガイドライン』の厳守、さくら連絡網の活用
 - ・部活動の地域展開体制の構築
 - ・働き方改革推進による教職員のワーク・ライフ・バランスの充実

令和8年度 職員組織表

校 長	沖田 暁 国	教 頭	太田陽三 社	教 務 主 任	小嶋 慶 理
生徒指導主事	鈴木一輝	研 修 主 任	菅井政貴	進路指導主事	伊藤 彰
1 年学年主任	桔川祐輝 社	2 年学年主任	袴田敦士 体	3 年学年主任	山村道代 数
1 組担任	鈴木翔登 理	1 組担任	齊藤 郷 数	1 組担任 学年副主任	鈴木一輝 理
2 組担任	橋本友菜 英	2 組担任	白柳まどか 美	2 組担任	加藤 愛 英
3 組担任	池田浩之 社	3 組担任	鈴木まい 国	3 組担任	菅井政貴 体
4 組担任	渡邊和希 体	4 組担任	吉澤大智 英	学年総務	伊藤 彰 社
学年総務 学年副主任	山下和夫 数	学年総務 学年副主任	平山律明 音		
学年総務	塚本隆子 国				
発達コーディネーター	上野正樹	養護教諭	安間美香	いじめ対策 コーディネーター	鈴木一輝
5 組(知的)担 任	堤 友哉 社	栄養教諭	齋藤 優	道徳教育 推進教師	加藤 愛
6 組(知的)担 任	折井瑞紀 家	事務職員	鈴木詠美子	キャリア教育 推進教師	伊藤 彰
7 組(知的)担 任	上野正樹 体	フリー部職員 (4/22～産・育休)	山下明日香	C S 担当	鈴木一輝
8 組(自情)担 任	黒田清香 国	用務員	石川三余	保健主事	安間美香
9 組(自情)担 任	松本しのぶ 体	非常勤講師	-	特別活動主任	堤 友哉
スクールヘルパー	田川千春	非常勤講師	-	教育の情報化 推進リーダー	齊藤 郷
校内まなびの 教室支援員	城田 守	校務アシスタント	村松佳寿子	防災教育 推進リーダー	吉澤大智
図書館補助員	渥美京子	外国人教科指導員	-	用務員シル バー	高部絵美
スクールカウンセラー	袴田 彩	A L T	ジェニファー・ホシノ	外国人就学支援員	-

(様式1)

令和8年5月 日

浜松市立篠原中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 野寄 裕義 様

浜松市立篠原中学校運営協議会
会長 鈴木 幹夫

夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年5月8日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 篠原地区は遠州灘に面し、大規模な地震による津波被害が予想される。また、天竜川や高塚川の氾濫に伴う浸水被害の危険性もある。突発的に起こる災害に日頃から備え、対応する力を高めていく必要がある。

⇒ 1年生の総合的な学習の時間で、地域の方に協力を得て防災体験学習を実施することで、生徒の防災意識を高め、学校や家庭生活における防災の実践力を高める。

① 3年生が入試前に行う面接練習において、地域の有識者に面接官として協力してもらおう。地域との連携を深め、キャリア教育推進の一助とする。

⇒ 地域住民の協力を得て、幅広い視野で生徒の面接練習を行う。地域に見守られ、育てていることを生徒が実感できるようにすることで、意欲的に地域の活動に参画する態度を育てる。

③ 発達支援学級において、地域の方に協力を得て体験的な活動の充実を図る。

⇒ 栽培活動や作業学習において、地域住民による指導や助言を受けながら、地域の特色を知り、主体的に学びに向かう態度を育てる。

1 趣旨

この要項は、浜松市学校運営協議会規則（令和元年 浜松市教育委員会規則第2号）第8条に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の自己評価の実施について必要な事項を定める。

2 評価の目的

各協議会が、自らの取組について、その取組内容や達成状況等について自己評価し、改善につなげることにより、保護者、地域住民等の対象学校の運営への参加を促進し、当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図る。

3 評価の実施

協議会は、以下の評価項目について自ら評価を行う。

＜評価項目＞

（必須） ※全ての協議会で行う。

- 1 学校運営の基本方針について熟議することができたか。
- 2 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。
- 3 協議会の結果について、十分な情報発信を行ったか。
- 4 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

（参考） ※各協議会で追加する項目があれば設定する。

4 自己評価の結果の報告書の作成

協議会は、自己評価結果を様式1により、簡潔にとりまとめる。

5 評価結果の公表

協議会は、自己評価の結果について、CS便りや学校のホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努める。

6 評価結果の報告と改善支援

(1) 教育委員会への報告

協議会は、様式1を当該年度末の指定する日までに教育委員会へ提出する。

(2) 教育委員会による改善支援

ア 様式1の活用

様式1は教育委員会教育総務課が集約し、各協議会の運営状況について把握するための資料とする。

イ 評価結果等に基づく改善支援

教育委員会は、評価結果等に基づき、各協議会の取組の改善が図られるよう、必要な助言又は指導を行う。

附 則

この実施要項は、令和2年9月1日から施行する。

この実施要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

学校番号 (小・中) 21)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(篠原中)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

- ・さくら連絡網やブログ、便りなどを通してコミュニティスクールに関する情報発信を様々な角度からすることで、保護者や地域への認知度を高める。
- ・地域人材を生かした事業の拡大(生き方講座・授業への人材活用)をしていく。
- ・部活動の地域移行について熟議をしながら、方向性を探っていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ☒ ア よくできた ☐ イ できた ☐ ウ あまりできなかった ☐ エ できなかった
(理由)

- ・「自己実現をめざす生徒」の育成という学校の基本方針に対し、今後の変化の激しい時代において重要な視点であることを協議会全体で共有することができた。
- ・学校評価アンケートの結果分析を通じ、生徒の自己肯定感や主体性に関する課題を共有し、学校と地域が協働して取り組むべき方向性について熟議することができた。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ☐ ア よくできた ☒ イ できた ☐ ウ あまりできなかった ☐ エ できなかった
(理由)

- ・部活動の地域移行について、課題は共有できたが実践につながる熟議は今後必要である。
- ・ボランティア募集において、協力が得られにくい現状などの課題も共有されたため、より効果的な連携手法について継続して協議する必要がある。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ☐ ア 充分に行った ☒ イ 行った ☐ ウ あまり行わなかった ☐ エ 行わなかった
(理由)

- ・学校だよりやコミュニティスクールだよりを通じて活動内容の発信を行ったが、保護者や地域への認知度は依然として低く、十分に行き届いていない現状が確認された。
- ・情報発信の手段が紙媒体中心であり、SNSやデジタルツールの活用など、より多くの層に届く発信方法への転換が課題として挙げられた。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・地域・保護者への情報発信力の強化をするために、ホームページやさくら連絡網の活用を含め、活動の「見える化」を推進し、認知度向上を図る。
- ・学校、家庭、地域が三位一体になれるようなコーディネートをするために、それぞれの立場との双方向的な関係を目指す。

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

＜本年度の目標＞

- ・地域・保護者への情報発信力の強化をするために、ホームページやさくら連絡網の活用を含め、活動の「見える化」を推進し、認知度向上を図る。
- ・学校、家庭、地域が三位一体になれるようなコーディネートをするために、それぞれの立場との双方向的な関係を目指す。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

【参考資料】

氏名（ ）

【 熟議チェックシート 】

できている もう少し

評価項目	1			校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
				基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置くだけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
				委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
				学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
評価項目	2			学校運営について、委員が率直に意見を述べることができた。
				学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
				熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
				これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
				協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。